

閲 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

令和 4 年第 1 回定例市議会提出議案

(予 算 案 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
1	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度藤井寺市一般会計補正予算（第12号））	1
(議 案)		
1	藤井寺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	2
2	藤井寺市個人情報保護条例の一部改正について	4
3	藤井寺市手数料条例の一部改正について	6
4	藤井寺市特別会計条例の一部改正等について	8
5	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	10
6	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	12
7	藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について	14
8	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	16
9	藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について	18
10	藤井寺市遺児年金条例の廃止について	20
11	市道路線の認定、廃止及び変更について	22
12	藤井寺市公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて	24

このほかの提出議案

- 議案番号 13 令和3年度藤井寺市一般会計補正予算（第13号）について
 14 令和3年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 15 令和3年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
 16 令和3年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
 17 令和4年度藤井寺市一般会計予算について

- 1 8 令和4年度藤井寺市国民健康保険特別会計予算について
- 1 9 令和4年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算について
- 2 0 令和4年度藤井寺市介護保険特別会計予算について
- 2 1 令和4年度藤井寺市病院事業会計予算について
- 2 2 令和4年度藤井寺市公共下水道事業会計予算について

報告第 1 号

専決処分の承認を求めるについて（令和 3 年度藤井寺市一般会計
補正予算（第 12 号））

令和 3 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 12 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第 1 号

藤井寺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

藤井寺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）において、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う恩給・共済年金担保融資のうち、傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利を担保に供するものが廃止されることに伴い、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第　　号

藤井寺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

藤井寺市消防団員等公務災害補償条例（平成21年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附　則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 2 号

藤井寺市個人情報保護条例の一部改正について

藤井寺市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 2 条により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）が廃止されることに伴い、条例中の同法引用部分について所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第　　号

藤井寺市個人情報保護条例の一部を改正する条例

藤井寺市個人情報保護条例（平成 11 年藤井寺市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条に掲げる」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項に規定する」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

宅地造成等規制法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年国土交通省令第 79 号）第 3 条により、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 60 条に第 2 項が追加されることに伴い、条例中の同省令引用部分について所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第　　号

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例

藤井寺市手数料条例（昭和 35 年藤井寺市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 7 の項第 8 号中「第 60 条」を「第 60 条第 1 項」に改める。

附　則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第4号

藤井寺市特別会計条例の一部改正等について

藤井寺市特別会計条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和4年2月22日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

駐車場事業に関し、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がなくなったことから、駐車場特別会計及び藤井寺市立藤井寺駅南駐車場整備基金を廃止するものである。

藤井寺市条例第　　号

　　藤井寺市特別会計条例の一部を改正する等の条例

（藤井寺市特別会計条例の一部改正）

第1条 藤井寺市特別会計条例（昭和39年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

　第1条第1項中「次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため」を「公共用地先行取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、公共用地先行取得事業特別会計を」に改め、同項各号を削る。

　第2条中「前条第1項各号」を「前条第1項」に改める。

（藤井寺市立藤井寺駅南駐車場整備基金条例の廃止）

第2条 藤井寺市立藤井寺駅南駐車場整備基金条例（平成13年藤井寺市条例第9号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（藤井寺市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

2　第1条の規定による改正前の藤井寺市特別会計条例第1条第1項第1号に規定する駐車場特別会計の令和3年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。

議案第 5 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

学校運営協議会委員の報酬額を新たに定めるとともに、選挙長及び開票管理者並びに選挙立会人及び開票立会人の報酬額の規定を改めるため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第　　号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表市立学校いじめ問題専門委員会調査員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	日額	3,000円
-----------	----	--------

別表選挙長及び開票管理者の項報酬額の欄中「日額」を「1回につき」に改め、同表選挙立会人及び開票立会人の項報酬額の欄中「1選挙につき」を「1回につき」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 6 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和並びに育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じるため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第　　号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤井寺市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア⑦を削り、同号ア⑧中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア⑨を同号ア⑦とし、同号ア中⑧を⑨とする。

第8条中「次の各号のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第12条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第13条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようとするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 7 号

藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について

藤井寺市立市民総合会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

藤井寺市立市民総合会館本館喫茶室をフリールームへ機能転換するため、当該喫茶室に係る目的外使用料の規定を削除し、新たにフリールームの使用料を設定するものである。

藤井寺市条例第　　号

藤井寺市立市民総合会館条例の一部を改正する条例

藤井寺市立市民総合会館条例（平成14年藤井寺市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「別表第3又は」を削る。

別表第1多目的室の項の次に次のように加える。

フリールーム	2, 120	2, 850	3, 800	7, 900
--------	--------	--------	--------	--------

別表第3を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 8 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

未就学児の均等割保険料の軽減措置について、端数処理の考え方を明文化する規定を追加する等のため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第　　号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第19条の3第1項中「保険料額」の次に「から、当該保険料額」を、「10分の5を乗じて得た額」の次に「（第13条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額」を加え、同条第2項中「第13条第2項及び第3項」を「第13条第3項」に改め、同条第3項中「第13条の6の8」との次に「、「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の5第2項」と」を加え、「「第13条」とあるのは「第13条の6の5」」を「「第13条第3項」とあるのは「第13条の6の5第3項」」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第13条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第13条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

第19条の3第5項中「第13条第2項及び第3項」を「第13条第3項」に改め、同条第6項中「、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と」を削り、「「第13条」とあるのは「第13条の6の5」」を「「第13条第3項」とあるのは「第13条の6の5第3項」」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の藤井寺市国民健康保険条例第19条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 9 号

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）において、令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられ、未成年者の婚姻による成年擬制を定めた規定が削られることに伴い、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第　　号

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例（平成16年藤井寺市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「第23号」の次に「の規定」を加える。

第4条第1項中「若しくは組合員であった者」を「又は組合員であった者」に、「若しくは加入者であった者」を「又は加入者であった者」に改める。

第6条第1項中「（婚姻により成年に達したものとみなされる対象者にあっては、当該対象者。以下同じ。）」を「又は成年に達した対象者（以下「対象者の保護者等」という。）」に改め、同条第2項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第7条第3項中「対象者の保護者」を「当該対象者の保護者等」に改める。

第9条ただし書中「（婚姻により成年に達したものとみなされる受給者にあっては、当該受給者。以下同じ。）」を「又は成年に達した受給者（以下「受給者の保護者等」という。）」に改める。

第10条、第14条第1項及び第15条から第17条までの規定中「保護者」を「保護者等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 10 号

藤井寺市遺児年金条例の廃止について

藤井寺市遺児年金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

遺児に対する支援制度の充実により、本条例に基づく事業の目的が達成されていること、社会情勢の変化等を勘案し、遺児年金を廃止するものである。

藤井寺市条例第　　号

藤井寺市遺児年金条例を廃止する条例

藤井寺市遺児年金条例（昭和45年藤井寺市条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第11号

市道路線の認定、廃止及び変更について

次のとおり路線を認定、廃止及び変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

1 認定路線

路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
小山214号線	小山5丁目879番7先 小山5丁目874番8先	_____
小山215号線	小山5丁目875番12先 小山5丁目875番16先	_____
小山216号線	小山5丁目868番3先 小山5丁目875番15先	_____
小山217号線	小山7丁目1247番7先 小山7丁目1247番5先	_____
北條町28号線	北條町27番1先 北條町25番2先	_____
北條町29号線	北條町39番2先 北條町39番5先	_____
恵美坂31号線	恵美坂1丁目207番3先 恵美坂1丁目207番4先	_____

2 廃止路線

路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
津堂13号線	津堂3丁目621番先 津堂3丁目623番先	_____

3 変更路線

路 線 名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地
小 山 4 9 号 線	新	小山 6 丁目 1 0 6 8 番 8 先 小山 6 丁目 1 0 6 2 番 1 6 先	_____
	旧	小山 6 丁目 1 0 6 8 番 8 先 小山 6 丁目 1 0 6 2 番 5 先	_____

提案理由

開発行為の完了等により市道路線の認定及び変更を行うものである。また、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線について廃止するものである。

議案第12号

藤井寺市公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を藤井寺市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月22日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

國 下 博

提案理由

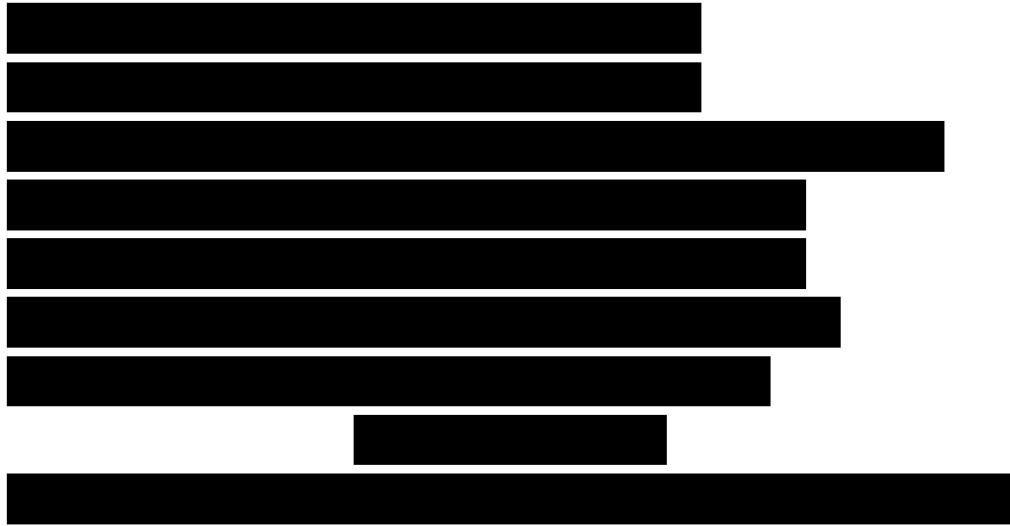
令和4年6月3日任期満了によるものである。

住所

國 下

博
生

略歴



平成 8 年 9 月 藤井寺市公平委員会委員
同 10 年 6 月 藤井寺市公平委員会委員
同 14 年 6 月 藤井寺市公平委員会委員
同 18 年 6 月 藤井寺市公平委員会委員
同 22 年 6 月 藤井寺市公平委員会委員
同 26 年 6 月 藤井寺市公平委員会委員
同 30 年 6 月 藤井寺市公平委員会委員（現在に至る）